

Ⅱ 後期行動計画の背景と重視すべき柱

1 後期行動計画と「重点戦略」

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進にもかかわらず、大都市を中心に全国的な少子化傾向は進展し、国は約1年間の議論を経て、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（以下「重点戦略」という）を取りまとめています。

「重点戦略」は、少子化に歯止めをかけるべく、重要かつ急務の施策を重点的に取りまとめたものといえます。具体的には、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消に戦略的な対応が必要との認識から

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」

その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」

を車の両輪としています。言い換えれば、「働き方を見直し、子育てや家庭生活を犠牲にすることなく働き続けられる就労環境を確保し」、同時に「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組みを作り上げるということです。親が多様な働き方を選択できる柔軟なサポート体制を構築し、安心して子どもを預けることのできる保育や地域の子育て支援をめざしたものです。

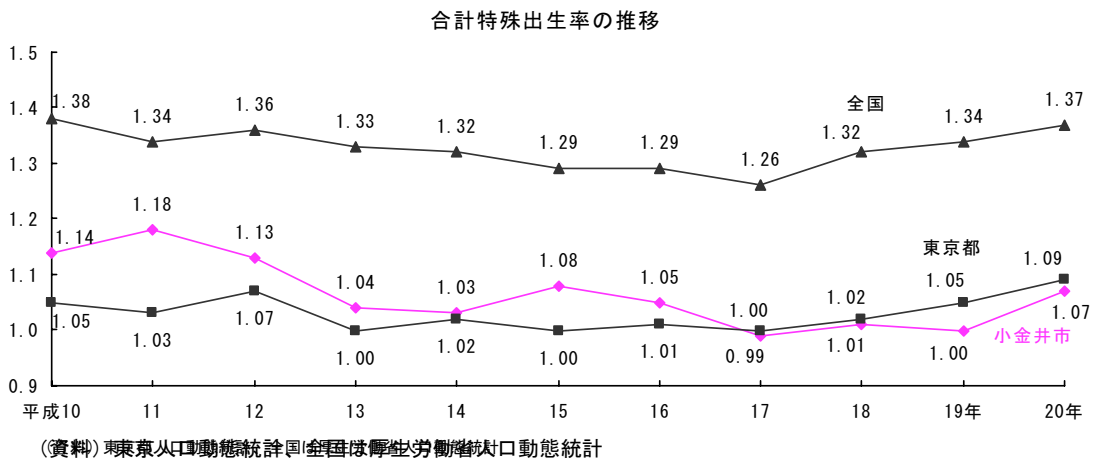
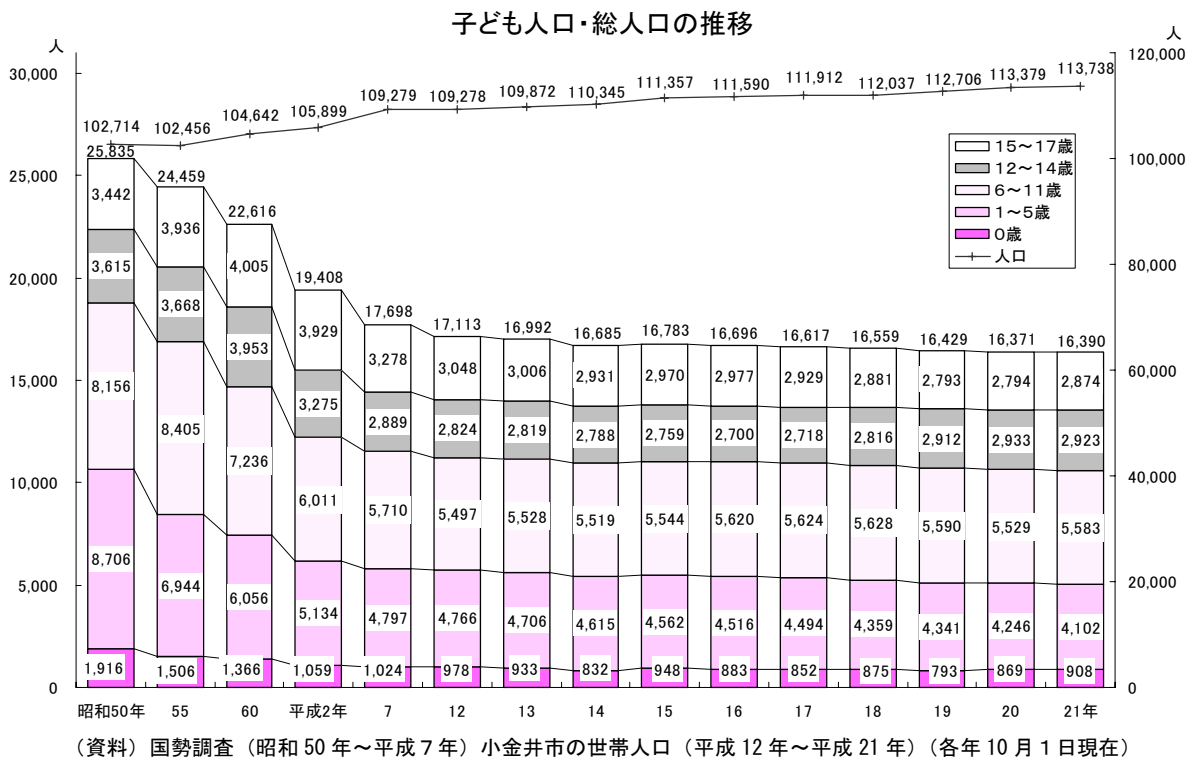
平成21年3月に厚生労働省が示した後期行動計画の策定指針においても明記されていますように、今回の後期行動計画策定にあたっては、重点戦略で示されたこうした施策目標を具体化していくことが重要となります。

2 計画の背景①【人口統計から見えること】

小金井市の人口は、平成14年に11万人を超えましたが微増傾向が続いています。大規模マンションの建設や団地の建替えによって流入人口の増加は見込まれますが、大幅な増大には至らないことが予想されます。

特に、18歳未満の子ども人口は、この10年間では同様の水準で推移しており増加する傾向を見ることはできません。最新、平成20年の小金井市の合計特殊出生率は1.07であり、東京都全体と比較して0.02ポイント低くなっています。

小金井市では少子化傾向を危機的なものと考え、緊急の課題として国や東京都と連携しつつ重点課題を定め、具体的事業項目に取り組んでいきます。



3 計画の背景②【市民のニーズ】

「のびゆくこどもプラン 小金井」(後期行動計画)策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見等を把握し、基礎資料を得ることを目的に、平成20年度にニーズ調査・アンケート調査を行いました。調査の概要は、次の通りです。

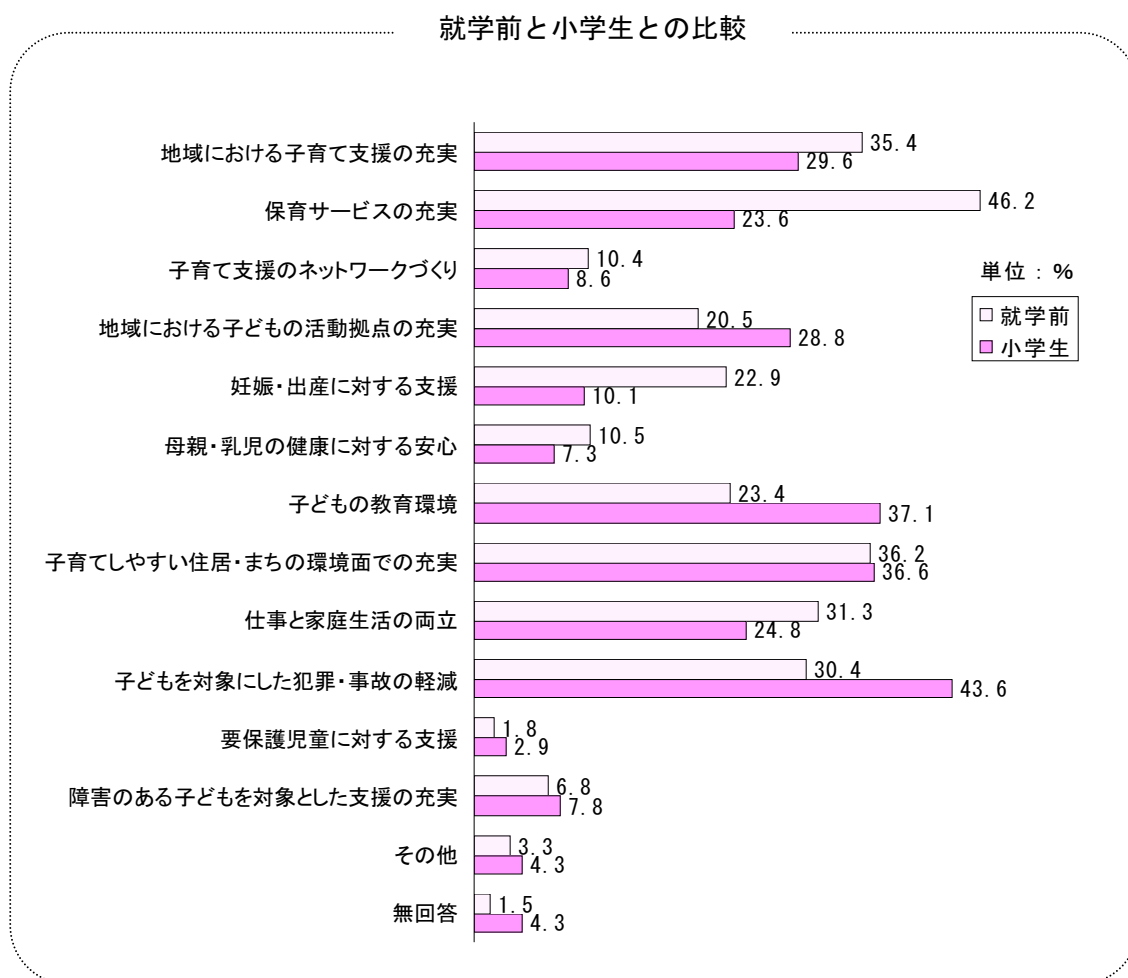
- ①調査期間 平成20年12月15日～24日
- ②抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- ③調査方法 郵送配布・郵送回収
- ④調査対象世帯数及び回収数等

調査の種類	調査対象者	標本数	回収率
就学前児童ニーズ調査	小金井市内に居住する 就学前児童の保護者	1,750人	929人 (53.1%)
小学生児童ニーズ調査	小金井市内に居住する 小学校1～6年の児童 の保護者	1,250人	626人 (50.1%)
中学生・高校生の年代の青少年	小金井市内に居住する 中学生・高校生の年代 の男女	1,500人	582人 (38.8%)
中学生・高校生の年代の青少年の保護者	小金井市内に居住する 中学生・高校生の年代 のお子さんの保護者	1,500人	715人 (47.7%)

ニーズ調査・アンケート調査より、次にあげるような傾向がみられました。

(1) 子育て支援の対策

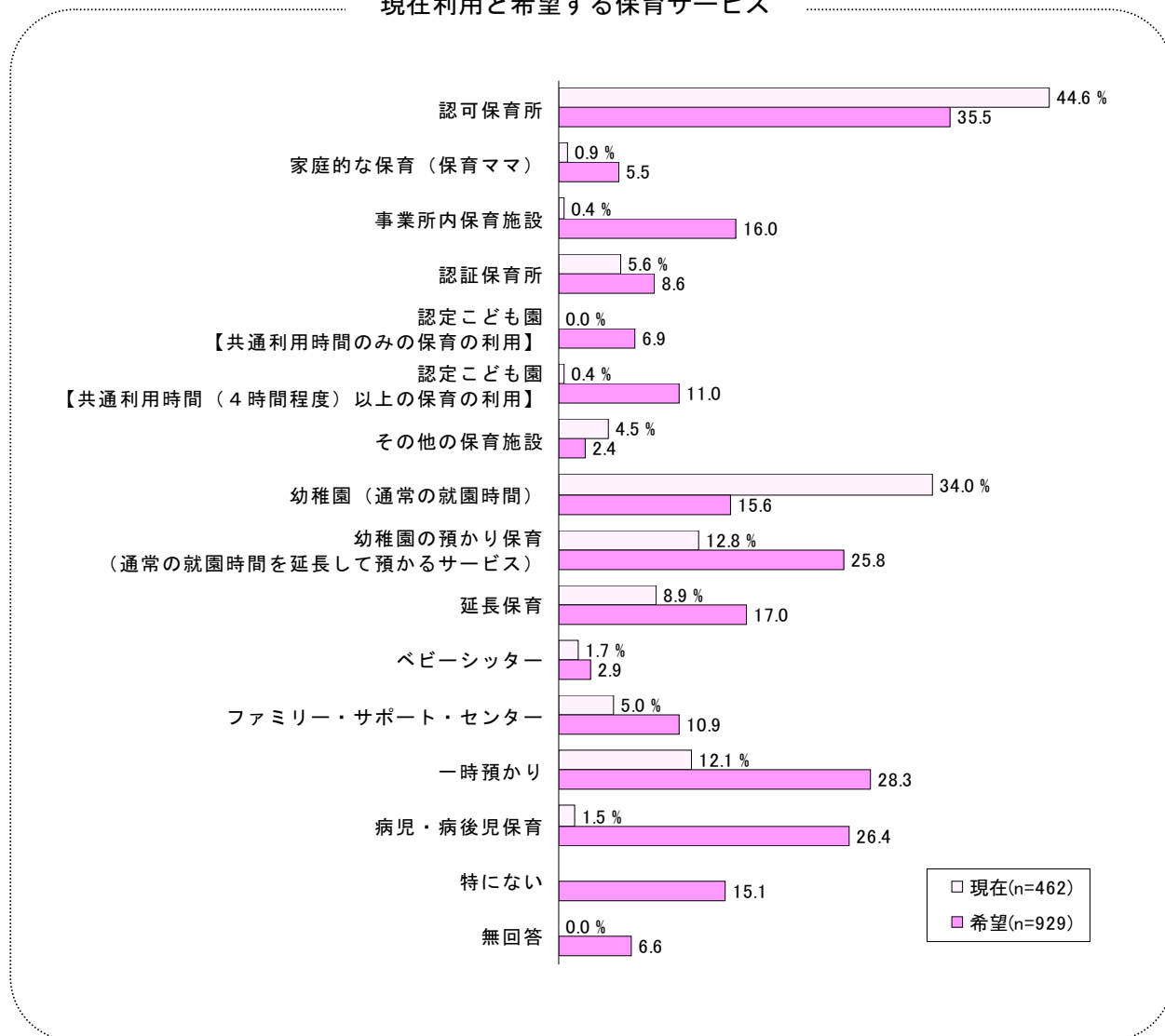
子育てへの有効な支援・対策としては、就学前が「保育サービスの充実」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「地域における子育て支援の充実」などに対し、小学生は、「犯罪・事故の軽減」「子どもの教育環境」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」などが多くあげられました。



(2) 保育サービス

就学前へのニーズ調査で、現在利用している保育サービスと、今後利用したい、または利用を増やしたいと思う保育サービスについてたずねたところ、現在は「認可保育所」「幼稚園（通常の就園時間）」が突出して多かったのに対し、希望では「認可保育所」「一時預かり」「病児・病後児保育」「幼稚園の預かり保育」が2割を超えて多く、多様な保育サービスのニーズがうかがえます。

現在利用と希望する保育サービス

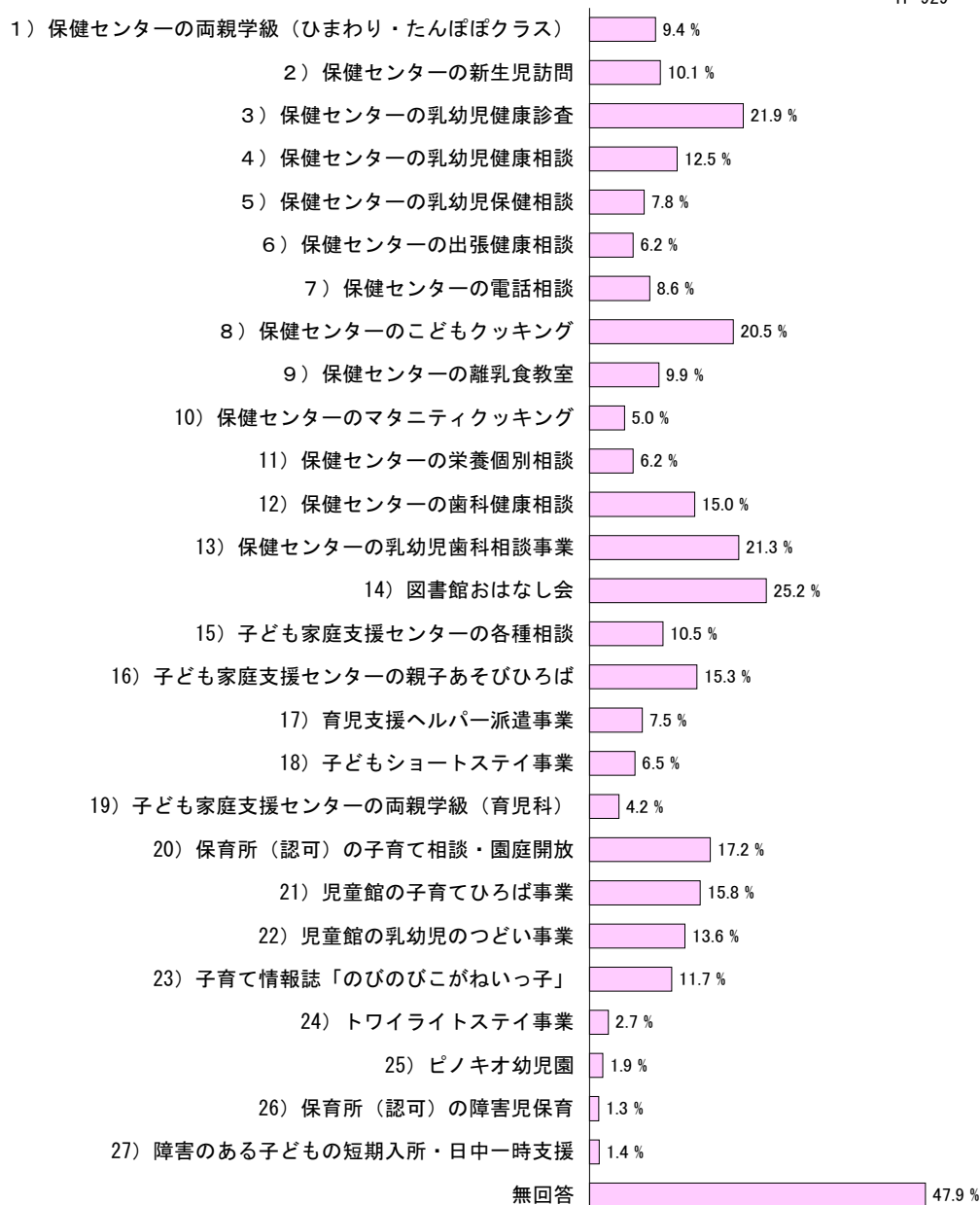


(3) 子育て支援サービスや事業の利用希望

就学前のニーズ調査において、サービスや事業で、今後利用したいのは、「図書館おはなし会」「保健センターの乳幼児健康診査」「保健センターの乳幼児歯科相談事業」「保健センターのこどもクッキング」「保育所（認可）の子育て相談・園庭開放」などが多くあげられました。

希望するサービスや事業

n=929

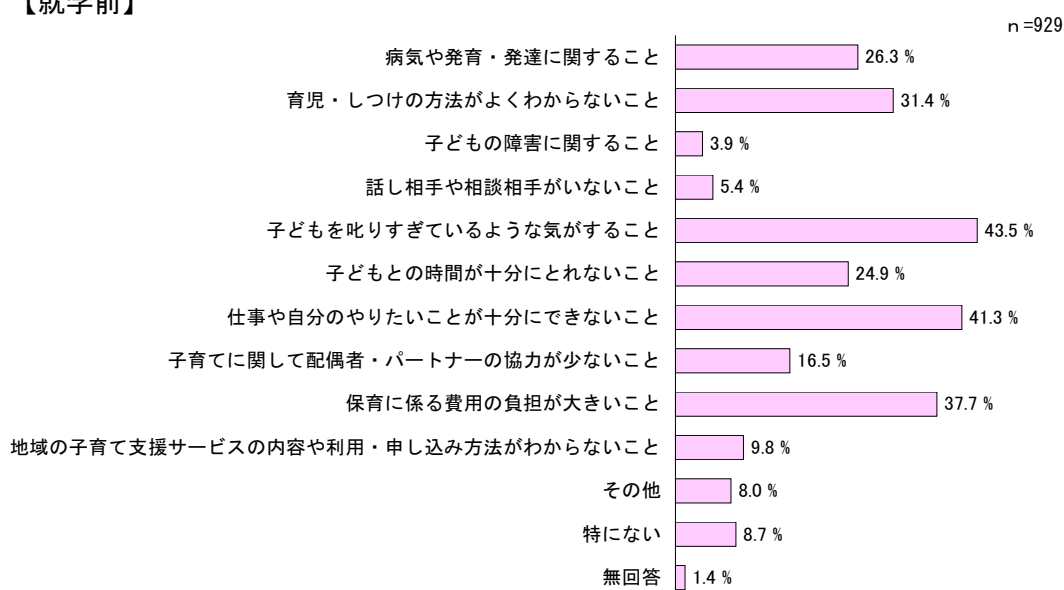


(4) 子育てについての悩み・気になること

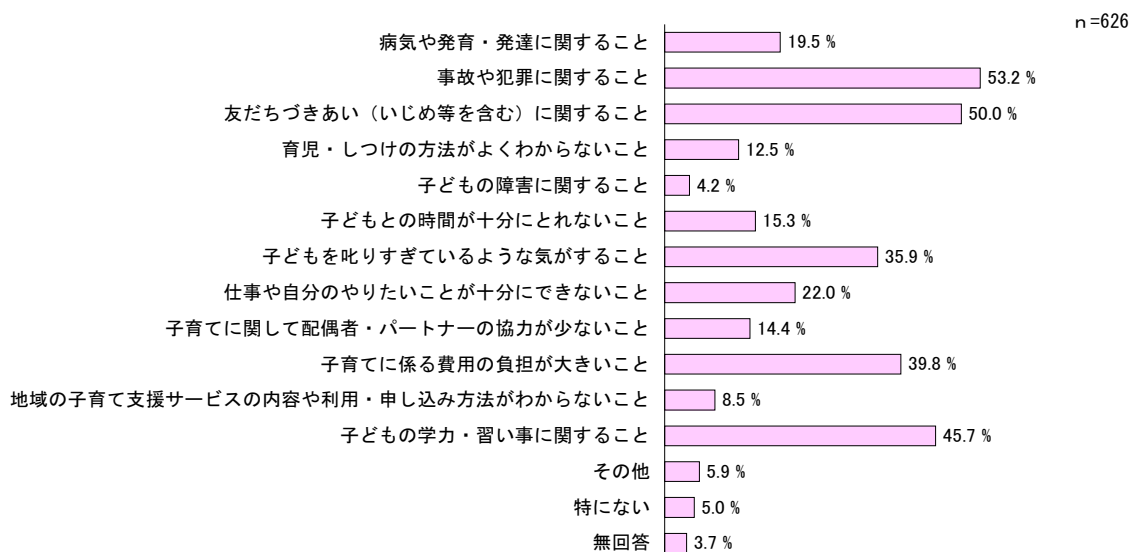
就学前と小学生のニーズ調査において、子育てについての悩み・気になることをたずねたところ、就学前では、「子どもを叱りすぎているような気がする」「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」「保育に係る費用の負担が大きいこと」などが多くあげられました。一方、小学生では、「事故や犯罪に関すること」「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」「子どもの学力・習い事に関すること」などが多くあげられました。

就学前と小学生との比較

【就学前】

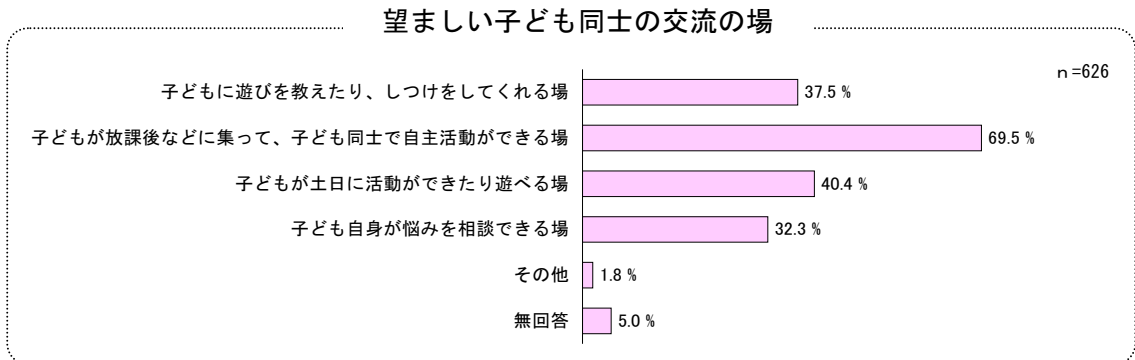


【小学生】



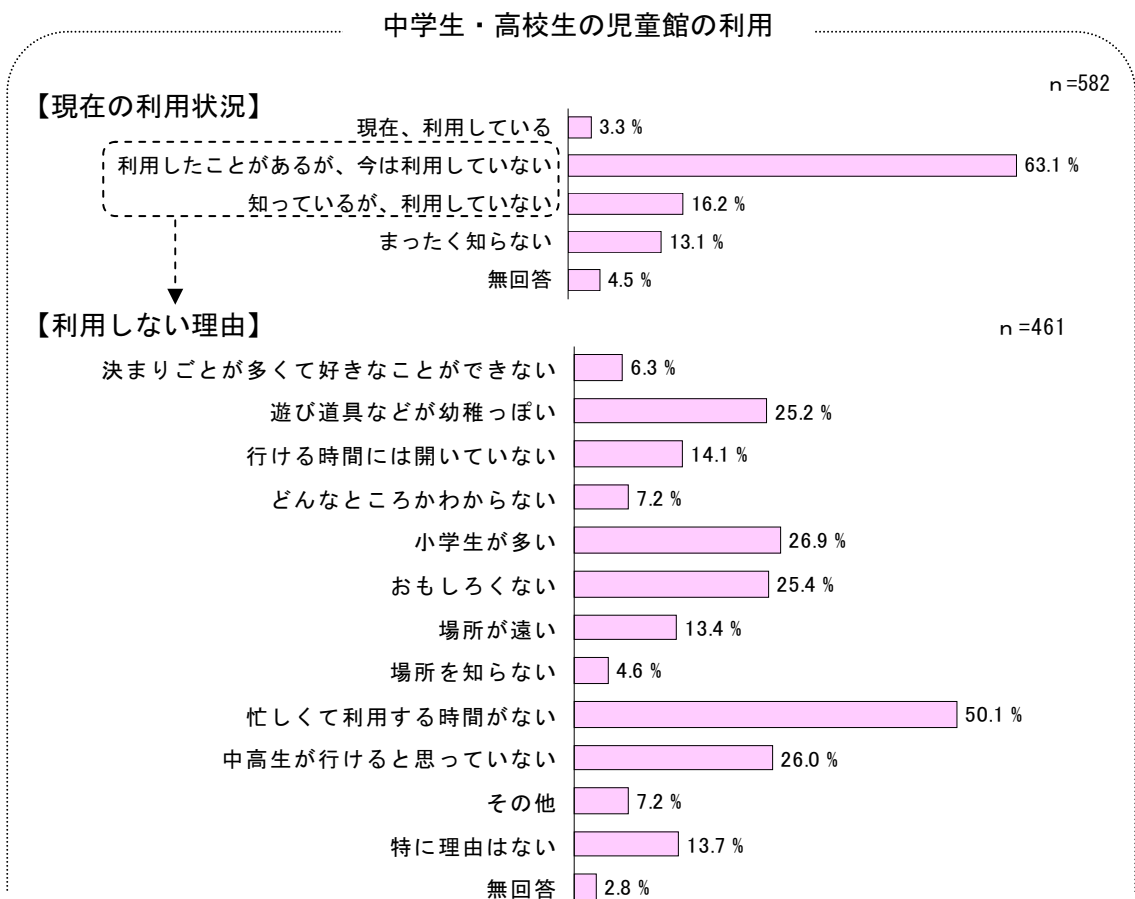
(5) 子ども同士の交流の場

小学生のニーズ調査において、身近な地域で子ども同士が交流等を行うことのできる場ができた場合に望ましいものをたずねたところ、「子どもが放課後などに集って、子ども同士で自主活動ができる場」を7割近くの人が望んでいました。



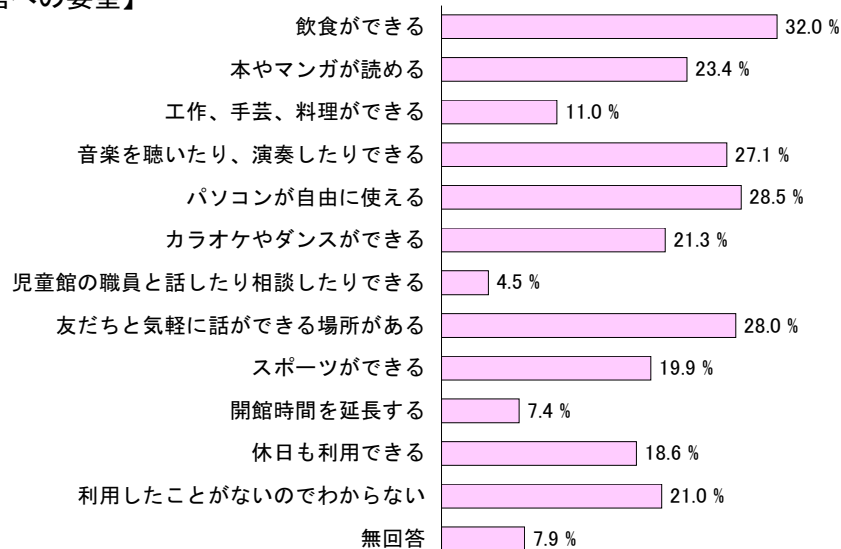
(6) 中学生・高校生の児童館の利用

中学生・高校生のアンケート調査において、児童館の利用状況についてたずねたところ、現在利用していない人が9割にのぼり、その理由は「忙しい」などさまざまです。児童館への要望は、「飲食ができる」「パソコンが自由に使える」などであるが、実際には既に飲食ができる児童館となっています。さらに、夜の児童館の利用についても、利用できることを知らない人が7割を超えており、情報の周知が必要です。



【児童館への要望】

n=582



(7) 中学生・高校生が希望する各種体験活動

中学生・高校生のアンケート調査において、各種体験活動への参加意向をたずねたところ、「ぜひ参加したい」と「参加したい」をあわせると「ボランティア活動」が最も多く、次いで「商店や企業等の職業体験活動」「科学技術体験活動」などであり、それらの体験活動の場の提供が求められます。

各種体験活動への参加意向

単位：%

体験活動の種類	参加意向			
	ぜひ参加したい	参加したい	参加したくない	無回答
ボランティア活動	17.7	41.4	37.1	3.8
農林水産業等の体験活動	9.5	24.1	62.5	4.0
商店や企業等の職業体験活動	20.3	34.7	41.4	3.6
芸術・文化体験活動	18.9	32.0	45.4	3.8
科学技術体験活動	19.8	34.7	41.4	4.1
国際交流体験活動	18.4	32.8	45.0	3.8
異年齢・世代交流体験活動	7.6	30.9	57.6	4.0

4 計画の背景③【関連施策等の状況】

(1) 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、子育てに関わる情報の交換やネットワーク活動の拠点、親子活動、子どもと家庭の総合相談など子育て支援の拠点機能を果たしています。親子遊びひろばでは2万人を超える親子が利用しています。

①相談件数

相談件数は年々増え続け、平成19年には一段落をみせましたが、平成20年では1,375件と再び増加となっています。そのうち、全国的にも増加が著しい児童虐待に関する相談は、266件と相談件数は全体の2割に達しています。また、月2回の専門相談員による発達障害の相談は、平成20年では平成16年の2倍と大きく増加しています。

相談件数

単位:件

区分	相談件数 (発達相談件数を除く)	うち児童虐待相談	発達相談件数
平成16年	667	52	67
平成17年	961	127	91
平成18年	1,303	220	108
平成19年	1,162	190	106
平成20年	1,375	266	118

(資料) 事務報告書

②「親子遊びひろば」利用人数

「親子遊びひろば」利用は、徐々に利用人数は減っていますが、平成20年は22,950人となっています。子どもの利用年齢をみると以前は1歳児が中心でしたが、年々0歳児の利用が増え、現在では利用する子どもの4人に1人は0歳児となっています。

親子遊びひろば利用人数

単位:人

分	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	保護者
平成16年	25,341	2,425	6,321	2,827	1,334	364	146	58	11,866
平成17年	24,311	3,479	4,937	2,901	1,211	277	161	70	11,275
平成18年	24,630	5,507	3,923	2,405	756	253	100	57	11,629
平成19年	22,938	5,185	3,550	2,324	624	285	90	40	10,840
平成20年	22,950	5,452	3,842	1,657	697	274	145	46	10,837

(資料) 事務報告書

(2) 保育サービス

市では、13園の認可保育所のほか、認証保育所3か所、保育室4か所、家庭福祉員（保育ママ）7人により保育サービスを行い、その他延長保育や一時預かりなど多様化する保育ニーズへの対応を図っています。

①保育施設定員

保護者の就労形態や生活スタイルが多様化し、現下の社会経済情勢と相まって、保護者が求める多様な保育サービスに対応するため、保育施設の定員の増員に努めました。

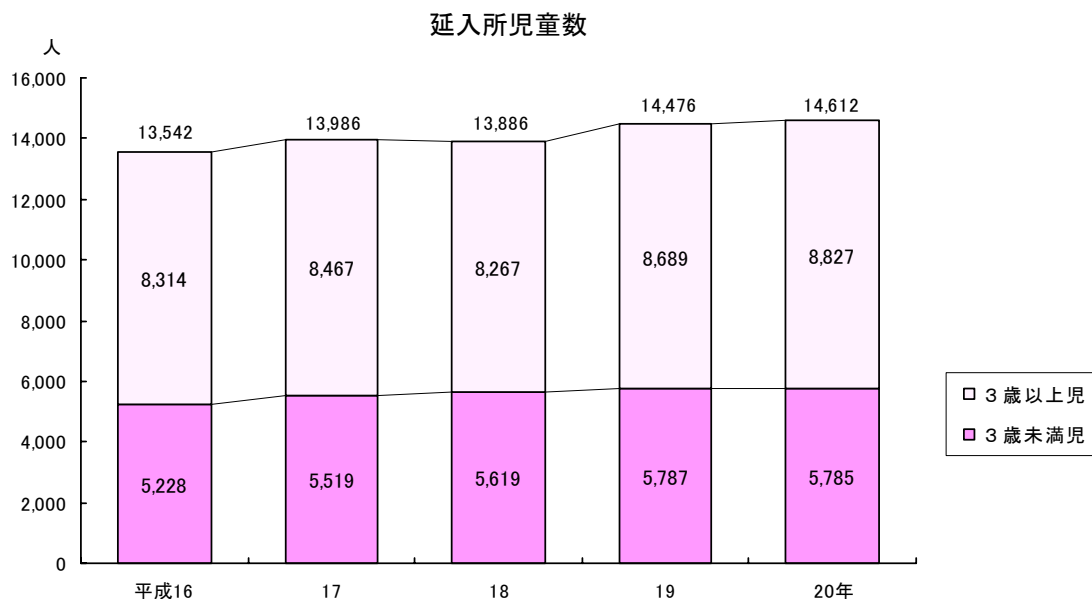
保育施設定員

区分	定員数(単位:人)	保育サービス比率(%)
平成17年	1,364	25.43
平成18年	1,364	25.89
平成19年	1,406	27.39
平成20年	1,404	27.35
平成21年	1,423	28.07

(注) 定員数は、認可保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員合計
保育サービス比率は、保育施設定員の就学前児童数に占める割合

②認可保育所入所児童数

民間認可保育所の施設整備による定員拡充、児童福祉施設最低基準の範囲における保育定員の見直し、保育室から認可保育所への移行を図ったこと等により、入所児童数は年々増加しています。



(資料) 事務報告書、入所児童数は、各年度決算の状況であり、管外委託児童数を含む。

③認証保育所及び保育室等入所児童数

認証保育所の入所児童数は、保育室から認証保育所への移行、管外の認証保育所への入所の増加により、入所児童数は増加しています。保育室等（家庭福祉員を含む）の入所児童数は、認可・認証保育所への移行により減少しています。

延入所児童数

単位：人

区分	認証保育所	保育室等
平成16年	799	1,096
平成17年	1,063	1,057
平成18年	1,210	875
平成19年	1,144	671
平成20年	1,158	798

(資料) 事務報告書、入所児童数は、各年度決算の状況であり、管外委託児童数を含む。

④待機児童数

民間認可保育所の施設整備による定員の拡充等、保育サービスの拡充に努めてきましたが、待機児童数は年々増加しています。特に平成21年は、現下の社会経済情勢と相まって、大幅に増加しました。

待機児童数の状況

単位：人

区分	待機児童数
平成17年	88
平成18年	75
平成19年	66
平成20年	87
平成21年	117

(注) 各年4月1日の待機児童数

(3) ピノキオ幼稚園

ピノキオ幼稚園は、知的障害・自閉症や肢体不自由などの障害を有する就学前の幼児に、自立を助長するために必要な訓練等を行う、幼児通所訓練施設です。

現症別在籍児童数

単位：人

区分	計	広汎性発達障害児	精神発達障害児	重複障害児	肢体不自由児
平成16年	15	5	3	7	0
平成17年	15	5	3	7	0
平成18年	14	5	4	2	3
平成19年	15	3	7	5	0
平成20年	15	3	7	5	0

(資料) 事務報告書

5 計画の対象等

(1) 計画の対象

この計画は、18歳までのすべての子どもと保護者、これから子どもを生み育てたいと考えている人たちを対象とします。

(2) 計画の期間

次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、計画期間は平成17年度から26年度までの10年間とします。この計画のうち平成17年度から21年度までを前期行動計画として、平成22年度から26年度までを後期行動計画として位置づけます。後期行動計画は、前期行動計画の進捗状況や実績を踏まえ、見直しを行い策定します。



(3) 計画の性格

この計画は、小金井市における子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画であり、「小金井市地域福祉計画」の個別計画として位置づけられるものです。

計画内容については、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を踏まえるとともに、「小金井市基本構想」や「小金井市基本計画」および他の関係計画との整合を図ります。

<次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画>

平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」（平成 26 年度までの時限立法）が施行されたことに伴い、各市区町村に平成 17 年度を初年度とする次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定が義務づけられました。この市区町村行動計画は、計画期間（5 年を 1 期）や数値目標、実施内容、時期、市民の意見を反映するという内容を含めることとしています。

これを受けて市では、平成 22 年度から 26 年度までの目標事業量を加えることにより、「のびゆくこどもプラン 小金井」（後期行動計画）を次世代育成支援対策推進法に基づく『小金井市次世代育成支援行動計画』（後期行動計画）とすることとします。

（４）目標事業量等

次世代育成支援対策推進法に基づく、目標事業量は以下のとおりです。

項目	平成16年度 実施事業	前期計画 目標事業量	平成21年度 実施事業	達成率 (=現況/目標)	後期計画 平成26年度 目標事業量
①通常保育事業	1,171 人 11箇所	1,242 人 12箇所	1,276 人 12箇所	100% (=12/12箇所)	【3歳未満児】 568 人 【3歳以上児】 845 人
②延長保育事業	11箇所	12箇所	12箇所	100% (=12/12箇所)	13箇所
③夜間保育事業	0箇所	0箇所	0箇所	0%	—
④休日保育事業	0箇所	1箇所	0箇所	0% (=0/1箇所)	—
⑤放課後児童健全育成 事業(学童保育)	9箇所	9箇所	9箇所	100% (=9/9箇所)	740人(16箇所)
⑥一時預かり事業	3箇所	5箇所	6箇所	120% (=6/5箇所)	延 14,364人日(6箇所)
⑦病児・病後児保育事業	0箇所	1箇所	1箇所	100% (=1/1箇所)	504人(2箇所)
⑧子育て短期支援事業 (ショートステイ)	0箇所	1箇所	1箇所	100% (=1/1箇所)	1箇所
⑨子育て短期支援事業 (トワイライト)	0箇所	1箇所	0箇所	0% (=0/1箇所)	1箇所
⑩ファミリー・サポート・ センター事業	0箇所	1箇所	1箇所	100% (=1/1箇所)	1箇所
⑬子育て広場事業	4箇所	5箇所	4箇所	80% (=4/5箇所)	4箇所

※ 夜間保育事業（11 時～22 時）については、延長保育事業の再延長化に併せ検討するため、目標事業量を単独で設定しておりません。

(5) 児童人口の推計

本計画では18歳未満の人口の推計について、過去5年間の男女年齢別人口をもとにコーホート法※により算出しました。「のびゆくこどもプラン 小金井」(後期行動計画)の最終年である平成26年には、18歳未満の人口は、16,392人になると予測されます。

※コーホート法：コーホート(=同年または同期間に出生した集団)ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる方法。



注：平成21年については平成21年4月1日の実績値。外国人登録人口含む。

6 「のびゆくこどもプラン 小金井」後期行動計画の重点

(1) 子どもの権利の尊重

市では「小金井市子どもの権利に関する条例」が平成 21 年 3 月に制定されました。子育て支援サービス等により影響を受けるのは子ども自身であるという視点から、子どもの幸福を第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重され、健やかに成長できるよう十分に配慮していくことが必要です。

今後、条例の内容をいっそう推進し、子どもの育ちを地域が守っていくことができるよう、市民との連携を強めていく必要があります。

(2) 保育サービスの充実と質の向上

保育サービスについては、子どもの幸福を第一に考えるとともに、利用者の意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが重要です。

国においては、希望するすべての人が、安心して子どもを預けて働けることができる保育サービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにすることを目標として、平成 20 年度から平成 22 年度を集中重点期間とし、保育施策や放課後対策を質・量ともに抜本的に充実・強化する、「新待機児童ゼロ作戦」が策定されています。

市においても待機児童の解消に向け、認可保育所の充実とともに、認証保育所、保育室、家庭福祉員（保育ママ）、幼稚園の預かり保育など多様な保育サービスの充実に努めていますが、潜在的需要を勘案したうえでの計画的な拡充を図り、待機児童解消に向けた施策を強く推進していく必要があります。

利用者の就労形態や生活スタイルの多様化により、長時間延長保育、病児・病後児保育、夜間保育、休日保育、障害児保育等保育サービスの充実が求められています。保護者のワーク・ライフ・バランスを考慮しつつ、地域の関係機関との積極的な連携を図る中で、さらなる整備が必要です。

保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保のために、保育サービスに関する積極的な情報提供や、保育所保育指針等を踏まえた保育環境の整備及び保育の質の向上、保育士の専門性の向上等が求められています。また、一定の質が確保されたサービスの提供を保障するために、保育士に対する研修体制の充実と質の高い人材の安定的確保によって、保育行政の充実を計画的にすすめていきます。

さらに、二人以上の子どもがいる世帯については、子どもや預ける保護者の立場に立ったきめ細かい配慮を行う必要があります。

学童保育については、放課後の子どもの生活の場・暮らしの場として開設されるとともに、保護者が子育てと仕事を両立し、安心して働き続けるためにもなくてはならない施設です。今後、学童保育事業の充実とともに、子どもの遊び場や生活世界をゆたかにするためにも、児童館など地域の子育ての取り組みとの連携を強めていく必要があります。

(3) 地域における子どもの居場所づくりの推進

地域における子どもの居場所は、地域のすべての子どもに配慮していく必要があります。就労家庭に限らず、子どもが遊びや活動を行える安全な場所が必要となっています。子ども同士の関わりが薄くなっているとともに、子どもと大人との交流機会も少なくなっている中で、子どもの活動場所づくり、大人との交流の場づくりが必要となっています。

市では児童館や公園などとともに、主に就労家庭の小学校3年生以下を対象とした学童保育所が子どもの活動場所となっています。今後、子ども自身の育つ権利を保障しながら、子ども同士、あるいは、子どもと大人が活動することのできる環境や仕組みづくりが課題となっています。

また、子どもの活動場所として「放課後子ども教室」の充実が課題となっていますが、対策が必要な児童のすべてを受け入れることのできる学童保育所の拡充や、地域での青少年の居場所としての児童館活用、NPO・民間の子ども活動支援プログラム等、地域の多様な社会資源の積極的な活用を検討していく必要があります。

(4) 地域子育て支援機能の充実

市の子ども家庭関連部門では、子育て相談・支援、情報提供、交流促進などを行っていますが、すべての子育て家庭を対象に、地域の子育て支援機能をさらに活性化させていく必要があります。

そのためには、子育て家庭が気軽に集うことのできる多様な場の整備も含め、市民やNPO団体との協働によって効果を発揮していくことが重要です。

また、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の中で、子育て支援と母子保健と連携した事業を強めていく必要があります。

さらには、子ども家庭相談の総合窓口の設置、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成の促進、子どもの発達相談と療育支援の充実等、保健、福祉、保育、教育等の総合的な子育て支援について具体化を急ぐ必要があります。

(5) 発達障害など要特別支援の子ども・家庭への援助促進と連携強化

平成 16 年の「児童福祉法の一部改正」により児童家庭相談に応じることが市町村の義務として明確化され、虐待の未然防止・早期発見・支援を中心に子どもの権利を保障する立場から積極的な取組みが求められています。

また平成 17 年には「発達障害者支援法」が施行され、高機能自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害者への支援推進が明確に規定されています。発達障害の理解についてはさまざまな考え方がありますが、社会のなかでの育ちにくさを持つ子どもが健やかに成長できるように地域が関心を広げ、子どもと家族が支援の輪に囲まれていく必要があります。さらに、ライフステージを通じた相談支援の方策、家族支援のあり方、医療・保健・福祉・保育・教育関係者の緊密な連携の確保について検討していく必要があります。

平成 20 年 12 月にも「児童福祉法の一部改正」があり、子育て家庭に対する支援対象と方法が拡大・強化されました。もっとも困難を有する子ども・家族への施策のあり方が、深く問われてくることになりました。

平成 21 年 11 月に市は「小金井市特別支援ネットワーク協議会」を設置し、「障害のある子供のライフステージを見通し、豊かな将来をはぐくむため」「乳幼児期から学校卒業後までにわたって福祉、医療、労働、教育等が一体となり、それぞれが連携、協力する中で障害のある子供や保護者に対する相談及び支援を行うことが大切であることから、福祉、医療、労働、教育等に係る関係機関が互いに連携、協議を行う」ことに着手しています。

今後は、一人ひとりの子どもの特徴に沿った発達を支援するために、子どもの障害や特別ニーズの早期発見・早期対応を図り、発達相談・療育事業ができる体制整備（例えば発達支援センターの開設等）や発達支援の充実へ向けたシステムとネットワークづくりが大きな課題となっています。

また子ども家庭支援センターを中心に、行政の各部門、児童相談所、地域の関係機関等と設置している「小金井市要保護児童対策地域協議会」の機能を強化し、一層の連携を強めていく必要があります。

(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

地域の実情に即した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現へ向けて、住民の理解や合意形成を促進するために広報・啓発活動を強め、その気運を高めていく必要があります。

地域の人々がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても多様な生き方が選択・実現できることが求められています。

そのためにも、男性の育児・子育て参加を促進しつつ、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等、総合的な子育て支援を展開し、育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤を形成するために力を注ぐ必要があります。

(7) 後期行動計画の推進体制の充実

「のびゆくこどもプラン 小金井」の施策を推進するために、行政の各部門による推進連絡会が設置されています。これは次世代育成支援対策が、児童福祉、障害福祉、母子保健、教育、商工労働、まちづくり等の各分野にまたがるものであり、関係部門が連携して横断的に取り組むために総合的な庁内の推進体制を必要としているからです。

後期行動計画の推進にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況についても、利用者側の視点に立った点検・評価を実施することが重要とされています。さらに、その結果を毎年度の予算編成や事業実施に反映させる仕組みをつくり、計画、実行、評価、改善のサイクル（PDCAサイクル）を確立することが求められています。

今後は、推進連絡会の機能を強化するとともに、施策の実行に責任を持つ体制の確立が課題となっています。

また、利用者の視点に立った評価指標の仕組みを導入するとともに、点検・評価にあたっては、地域の子育て支援関係者やNPO団体等が参画する場を設けることも検討する必要があります。

